

(11) 公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク給与等状況報告書

1 職員給与の状況（平成27年度）

職員数	給 与 費			計
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
3 人	7,539 千円	739 千円	2,545 千円	10,823 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成28年4月1日現在）

コーディネーター職・書記職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
209,425 円	221,991 円	46 歳

- (注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	初 任 給	備 考
コーディネーター職	大学卒	188,000 円 県医療職(3)の2級3号給相当に準ずる
	短大3卒	185,900 円 県医療職(3)の2級2号給相当に準ずる
	短大2卒	183,900 円 県医療職(3)の2級1号給相当に準ずる
	准看護師養成所卒	156,700 円 県医療職(3)の1級1号給相当に準ずる
書記職	高校卒	147,400 円 県行政職の1級9号給相当に準ずる

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
コーディネーター職・書記職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	[支給割合]		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.17 月分	0.77 月分
	12月期	1.36 月分	0.77 月分
	計	2.53 月分	1.54 月分
	（注）平成28年5月改正の内容を含みます。 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 無		
	[平成27年度実績]		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額
	2,545,374 円	3 人	848,458 円
退職手当	[支給率]		
	区 分	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	21.62 月分	29.38 月分
	勤続 25 年	33.50 月分	39.75 月分
	勤続 35 年	41.50 月分	48.75 月分
	勤続 40 年	53.50 月分	57.00 月分
	（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 25年以上勤務した年齢50歳以上の職員が、定年前勸奨等により 退職する場合には加算があります。		
	[平成27年度実績]		
	なし		
時間外勤務手当	[平成27年度実績]		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額
	287,352 円	3 人	95,784 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	10,500 円
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,500 円
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人目まで	11,000 円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から 22歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1人につき 5,000 円を加算
		[平成27年度実績] なし	
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額
		[平成27年度実績] 1人当たり平均支給月額 22,700 円	

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 2,200 円から 46,400 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	1か月の特別急行料金等の2分の1の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給 (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。)
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
	〔平成27年度実績〕		
		支給総額	支給職員数
	180,000 円	3 人	5,000 円
6 役員の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）			
制度なし			
7 給与制度の変更			
制度なし			